

## 徳山藩「譜録」作成の側面―「家譜差出方断歎」の分析―

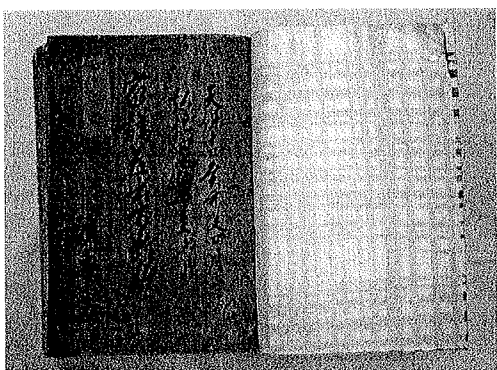
吉田真夫

はじめに

当館は徳山藩の藩政文書である「徳山毛利家文庫」を所蔵しており、その中には、系図や役職、藩主から下賜された文書などを藩士に書き出させた「譜録」<sup>1)</sup>が含まれている。

この「譜録」の作成などについての詳細は他日を期すこととし、本稿ではこの「譜録」差し出しに関わる一つの事例を紹介したい。

その材料とする資料は、「徳山毛利家文庫」の「士民方」に分類される「家譜差出方断歎」(以下、「断歎」と略記する)である。徳山藩では「譜録」の作成にあたり、寛政元年(一七八九)・文化十年(一八一三)・天保十三年(一八四二)・文久二年(一八六二)の四次にわたって七項目の調査・提出を求めている。<sup>3)</sup>「断歎」は天保十四年(一八四三)から弘化四年(一八四七)までの記録であるから、天保十三年の第三次調査時が対象である。この第三次調査は、天保十四年十月が提出期限と定められていたので、その期日に間に合わない人々が期日の延長や、第一次または第二次調査に際して提出した「譜録」の閲覧などを求めて藩に提出した願書を集めたものが「断歎」である。



【図1】「家譜差出方断歎」の原表紙

以下において「断歎」の具体的な内容を分析してみよう。なお、当該資料は四〇〇丁を超える簿冊であるため、各人が提出した願書ごとに、表題、願出の理由、願いの内容、提出日、差出人、宛所（受取人）、藩による願書の受取日、藩による回答や指示、その指示が出された日の九項目についてとりまとめたものを、本稿末尾に別表として掲げた。あわせて参照されたい（便宜上、願書一通ごとに筆者が番号を付した。本文のNoはこれに基づいている）。

「家譜差出方断歎」の記述内容について

「断歎」に記録されている願書は総計三九五件を数え、No.45の渡辺源太が天保十四年六月二十一日に提出した「演説」の一例を除いて、「口上覚」もしくは「覚」として提出されている。当該資料は、差し出された願書原本ではなく、原初の表紙に見える「願事方」の控えと考えられる。それは、藩側の記述として、願書の受領日（「何月何日出」と記される）や、願書内容に対する藩側の回答及び回答日が朱書きされていることから判断できる。また、概ね受領日ごとに綴じられている。参考までに、一番最初に記録にとどめられた「熊谷清左衛門」の願書を示し、当該資料の記述方法を例示してみよう。

四月七日出

口上覚

譜録三編継方并初編・二編控書差出方之儀兼て御沙汰御座候二付、近々其向取調仕候処、未綴は半途之内彼是江戸番手差向寸暇無御座難洪仕居候、何卒納方之儀不残帰郷後二・三ヶ月迄延引之儀以御了簡御免被仰付被下候様奉歎候、此段宜御組頭へ被仰達可被下頼存候、以上、

四月五日

福岡治部右衛門様

熊谷清左衛門

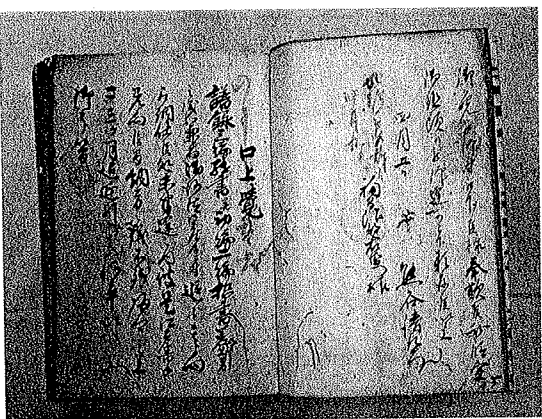
如歎被差許候

四月九日

先述の通り「口上覚」で始まる熊谷の願書は、藩からの指示により「譜録」の三編及び初編・二編の控えの提出に向けて調査を進めていたところ、江戸番手の準備のため調査時間がとれなくなったため、帰郷後二・三ヶ月後まで提出期限の延長の許しを求めたものである。なお、冒頭の「四月五日出」及び文末の二行「如歎被差許候」と「四月九日」は朱書きされている。この朱書き部分が藩側の記述である。

差出人は藩士本人のものがほとんどであるが、中には「牧市五郎江戸番手二付留守支配牧忠右衛門」、「三浦文良遊学中二付留守支配熊谷養伯」などのように、留守中の者に代わって「留守支配」の者が差し出したり、「井上為之進親類中」のように、当主死亡に伴う家督相続未承認（未跡式之被仰出も無御座）時には、「親類中」が次期当主に代わって願人となる場合も見られる。

次に願出の時期別の件数についてであるが、天保十四年が一四八件、



【図2】「家譜差出方断歎」の記述例

天保十五年〓弘化元年が一七四件、弘化二年が四二件、弘化三年が三〇件、弘化四年が一件となっている。件数上は天保十五年〓弘化元年を最多とし、提出締切の年であった天保十四年がこれに続く。弘化二年以降は急激に提出数は減少するものの、同じ人物が繰り返し願いを提出するところに特徴がある。

引き続き、【表1】を参照しながら年次ごとの内容を見ていこう。

【表1】は、後掲別表の内、「願事」の内容について分類したものである。

天保十四年は、一四八件中一二四件が提出締切である十月末日前の提出である。内容は当然、提出期限の延長願いが主である。その理由は「江戸番手」「大坂番手」など徳山を離れるために十分な調査ができなくなることに由来する。【表1】で「離徳山」としたこうした理由による提出期限の延長願いはこの年五四件にのぼる。今少しその理由の内訳を示せば、「断欺」の記述をそのまま拾っていくと、前記の「江戸番手」(三七件)、「江戸召寄」(二件)を最多として、「大坂番手」(一件)・「旅役」(二件)・「番手」(二件)・「急出府」(六件)・「暇中」(二件)・「旅中」(一件)・「剣術修業」(一件)・「不明」(二件)である。

【表1】「願」の内訳

内容	年	天保14年	天保15年	弘化2年	弘化3年	弘化4年
1	離徳山	54	1	3	2	
2	交換	32	6	1		
3	閲覧	12	1			
4	調査不十分	34	125	38	21	1
5	体調不良	7	27		6	
6	拝借	3				
7	その他	6	14		1	
	合計	148	174	42	30	1

「番手」や「旅役」とのみ記述されている場合は、具体的な行き先は不明ながら、江戸や大坂方面と想起されるので、「譜録」により追跡調査を行えば、この内訳数は変化が出るであろう。

さて、そうした願いに対し、藩は、「如歎被差許候」と、その願いを基本的には認めている。ただし、「帰郷後二・三ヶ月」が限度だったようで、「帰郷後四・五ヶ月」の日延べを求めた者に対しては、No.102飯田与一右衛門の事例(願いは当年中の期日延期で、閏九月から四ヶ月の猶予)のような一部の例外を除き、基本的には三ヶ月までしか提出期限の延期を許していない。しかし、飯田で見られたような例外は天保十四年十月の提出期限以前に願いを出した者に限られ、それ以降についてはこの基本路線を一貫して守っている。

その他の事例を見ると、寛政・文化期の調査の後、新たに判明した事柄や事実誤認などの加除訂正を行った上で、既に提出した「譜録」と差し替えたいとするもの(【表1】では「交換」と表記、三〇件)や、かつて調査した折に手元に残した控えの「譜録」が、虫損などにより損じたため、藩に提出してある「譜録」の閲覧や借用を求める者(二件)もある。

藩は、差し替えについてはそれを認めている。一方、提出した「譜録」の閲覧や借用については、「於御蔵本拝見被仰付候条、罷出可及書取候、御貸下ケ之義ハ不被及御沙汰候」と、閲覧は認めるものの、貸出までは許していない。なお、調査のために以前の「譜録」を閲覧する場所は「御蔵本」が指定されている。

もう一点、調査不十分を理由とする提出期限延長の願いについて触れておく。今時「譜録」の提出期限は十月であるので、その前々月である九月下旬(天保十四年は閏九月がある)になると、期日に間に合わないと思えた人々が事前に期日延長の手続きを行うためであろう、締切の前後ではこの種類の出願が急速に増加している。

なお蛇足ながら、「譜録」提出について二つの解釈が存在した形跡があったことが窺える。例えばNo.98本城此面が提出した願書(九月二十八日付け)の冒頭には、「私譜録継書草案当月中可差出」とある一方で、No.116片岡彦五郎の場合には、その願書(十月二十九日付け)冒頭に、「私家譜兼て御沙汰之通当月限り差出可申候」と記される。片岡は、「断歎」に限ればこれ以前に「譜録」提出の期限延期を願っていない。十月二十九日付けの願いが初めてのものである(つまり、提出期日の再延長の願いではない)とすれば、家臣の中に、九月末日を提出締切と認識していた者もいれば、十月末日を締切期日と考えていた家臣がいたことが窺える。しかし、どうしてこのような締切期日の認識の相違が生まれたのであろうか。

「譜録」の第三次調査を命じる藩命<sup>⑧</sup>を振り返ってみると、提出の期日について、「来年十月中迄二差出可申候」とある。この指示は天保十三年に出されたものであるから、これだけであれば、天保十四年の「十月中」に「譜録」を提出すればよいと解釈できる。

ところが、同じ藩命の中で、今後の「譜録」提出について、次のような指示も合わせて出していた。すなわち、今後は二十年を一区切りとして、特別な指示がなくとも「譜録」を提出するよう家臣に求め、その期日を「翌式拾壹ヶ年目十月迄」と定めている。つまり、十月までに提出するようにとの指示であり、天保十四年の調査のものとは少し異なる指示である。

結局、この相違を明らかにする結論を「断歎」に求めることは不可能であり今後の課題であるが、提出された「譜録」だけではこうした実態を明らかに出来なかつたことは指摘しておきたい。

再び【表1】の天保十四年の願いの内容に戻る。この年の「その他」に入れたもののいくつかを列挙すれば、①清

書が期日までに間に合わなかつた事例(No.11増野瑞伯)、②既に提出した「譜録」を拝借して調査を進めようとしていた矢先に江戸番手の指令が下り、提出期限の延長を願い出る事例(No.31浅海国衛)、③末家の「譜録」を提出しなければならぬが断絶してしまつたため、調査困難を理由に、提出そのものの免除を願い出た事例(No.67渡辺源太)、④以前提出した「譜録」初編・二編の中に調査が不十分で誤つた記述がある可能性が危惧されるので、一応の「拝見」を許されたいとした事例(No.72福岡十兵衛、No.73福岡治部右衛門)、⑤親族の「譜録」も提出しなければならぬが、調査に時間がかかり、提出期日の三ヶ月延長を願つた事例(No.95玉井琢兵衛)、⑥自分が調査すべき事項は調査を終えたもののあまりに分量が多いため、現在「心遣人」のチェックを受けているが、到底期日までにその作業が終わりそうもないので、提出までに今暫くの時間が欲しいとした事例(No.128牧忠右衛門)、⑦初編・二編分については書き替へを行ったので、以前に提出した「譜録」と差し替へて欲しいこと、また三編については江戸へも問い合わせるなどして鋭意調査中であるので、提出期限の延長を求めた事例(No.142井上又左衛門、単純な提出期日の延期願いではないので「その他」に入れた)などがある。これらの願いに対し藩は、江戸番手などの場合を除き、一ヶ月の期日延長だけは認めるといふ基本原則は概ね曲げていない(ただし、十二月の願いは「正月中」の提出を求めている)。また、③の事例の場合には、判明する範囲の提出を可とするも、「譜録」の作成・提出の拒否は認めていないのである。

天保十五年は一七四件あるが、これらの多くは、過去に一度以上、提出の延期を求めた人々による願書である。そのため、何度も期日の延期を求める願いを差し出すことに抵抗を感じている者もいて、「如何相心得可申哉」との問い合わせを藩に寄せる者もいた。この場合、藩は「今以取調不相成候ハ、日延可歎出候」と回答し、「譜録」が未完成的の者は、提出期日延長の願書を出すよう求めるのであつた。もつとも、特別な理由がない限り、概ね一ヶ月の延長

しか認めていないことは天保十四年の場合と大差はない。つまり、「譜録」の提出が叶わなかった者は、毎月期日延長を願う願書を提出して、藩からの許可を得る必要があったのである。

このほかに、江戸番手などから帰郷した後での調査期間の不足や、「例書」「譜録」作成にあたって藩から示された記述マニュアル書)に基づく訂正、またはこの第三次調査で提出を求められた「譜録」の内、第一編・第二編は完了しても第三編が完成していないなどの理由を含めた「調査不十分」の願いが、天保十五年には一二五件と、全体の約七十二パーセントを占めている。

また、親族の死亡や体調不良により期日に間に合わず、数度にわたって提出日の延長を求める者もある。林伴治の例を見てみよう。

林伴治は、既に天保十四年九月と同年十二月に日延べの願いを行っているが、天保十五年一月晦日、気分がすぐれず、一月初旬よりは「積気」が出た上に眩暈、腰痛や腹痛を患うに至ったと言う。そのため二月末までの提出期限延期を願い、藩もそれを認める。二月晦日には、「気分相」が続く上に先月来の症状も消えていないとして、再び延期の願いを出し、藩は再びその要望を了承する。三月二十五日には病氣に加えて、一族の林与一兵衛に尋ねなければわからない内容があるため、彼の帰着後まで「譜録」の提出を免除して欲しいと要求する。藩は与一兵衛の帰着後十五日を限り延期を認めるが、与一兵衛帰着後も彼が組の用事で談合できないことを理由とし、伴治は六月・七月・八月の三度にわたって提出期日の延期を求めている。毎月の願書提出は、いずれも藩が一ヶ月以内の提出を命じたためである。

続いて、天保十五年の「その他」に分類した事例を挙げてみる。①既に触れたものであるが、当主死亡により、家督の許可が下りずに「譜録」作成が叶わず提出期日の延期を求めた事例(No.233井上為之進親類中)、②①の事例と類似するが、父が大坂詰めの中現地で没し、家督相続を許されたあかつきに「譜録」を作成・提出することを願った事例(No.262佐藤準次)、③体調不良のため「譜録」提出の延期を願っていたが、新たに砲術の上覧準備を命じられたため「譜録」の調査がままならず、提出期日の延期を求めた事例(No.275林与一兵衛)、④以前の調査で提出した「譜録」の中に調査が不備な部分があるので、その部分に正しい情報を加えつつ、このたび示された「例書」に沿った記述に整えて提出したいので、提出期日の延期を求めた事例(No.311山本源五左衛門)、などである。これらの願いに対する藩の指示であるが、①は一ヶ月の延期に限り認め、②は家督が許されて三ヶ月以内に提出するよう求める。③も一ヶ月のみの期日延期を許している。④は一ヶ月未満の延期願い(当人は二〇日の延期を願っている)ということもあって、願意に沿った期日延期を認めている。①②とも家督相続が正式に認められていない場合における願いであるのもかわらず、②に比べて①への指示が厳しいように思うが、①の井上の場合、父・又左衛門も既に数度にわたって期日の延期を求めていることが考慮され、その差が対応の違いとなつて現れたものではなからうか。③についても、これ以前に期日延期を求めているので、基本原則に則って、一ヶ月の延期に限り許したものと思われる。

弘化二年も、天保十五年時と同じような傾向を示している。すなわち、調査が不十分で、「譜録」の提出には至らなかったため、期日の延長を願うというものである。しかし、当初の提出締切日より一年以上が経過しているので、願出件数は減少しつつあるものの、同一人物が繰り返し願書を提出するところが特徴的である。さらには、「譜録」の作成に手間取っている間に江戸番手など徳山を離れる役に就くことになり、更なる期日の延長を求めざるを得なくなった者も出ている。

弘化三年は三〇件。調査不十分を主たる原因とする。その多くが、前年より引き続いての願いと言える。弘化四年は一件のみである。中村治は以前から数度にわたり「譜録」提出の期日延期願いを求めているので、これまでに引き続きの願いである。

こうしてみると、提出期日の前後である天保十四年と十五年は、様々な理由により提出期日の延期願いが出されているが、その後は順次「譜録」の作成が進んだため、作成に到らなかった者がほぼ毎月延期願いを出して行く。

次に願書を提出した人々を見ていく。【表2】は後掲別表より、差出人と受取人の双方が判明している願書に限り、差出人と受取人の禄高と格式を一覧化したものである。【表2】を概観してもわかるように、受取人については、家老の格式を持つ福間治部右衛門から、御馬廻・御中小性・御徒士・御持弓・御陣僮など、多様な禄高・格式の人々がいる。

「譜録」の作成は「御家来中」が対象である。家格の上下があっても「譜録」の提出が整わなければその延期願いが必要である以上、多種多様な家格の人々から願書が出されることは当然である。その時の一つの傾向として、【表2】から窺えることは、同一の格式を有する者同士で願書の授受が行われている点である（ただし、格式が「御用人」の者は、格式「御家老」の者へ提出する）。

それでは、受取人として名の挙がった人々は、いかなる立場の人物なのであろうか。つまり、「譜録」作成に何か関わりを持つ人物なのか、という疑問である。

受取人である「浅田養三」を始めとする人々が提出した「譜録」における「職務之部」を一覧してみたのだが、彼らが「譜録」作成に関わっていたことを裏付ける記述を見い出すに至らなかった。

【表2】「家譜差出方断歎」に見える願書の差出人と受取人

受取	差出	禄高	格式	備考
浅田養三 (11石/御陣僮) 重増松齋 (11石/御陣僮)	高木祐賀	11石	御陣僮	
	山田宗齋	11石	御陣僮	
	榎宮長左衛門	11石	御陣僮	
	松尾一齋	11石	御陣僮	
	戸村三栄	11石	御陣僮	
粟屋主水(435石/御家老)	福間刑馬	600石	御家老	
	中川半平	150石	御馬廻	天保12年9月1日一代限御用人
粟屋主水(435石/御家老) 福間刑馬(600石/御家老)	森孫次郎	250石	御用人	
	福間刑馬	600石	御家老	
粟屋親貞 (485石/御家老)	富山源次郎	250石	御用人	
	飯田与一右衛門	220石	御馬廻	天保8年1月17日235石/天保9年2月23日一代御用人
石川勘介(15石/御持弓)	重増市蔵	15石	御持弓	
井上九郎左衛門 (20石/御徒士)	棟居儀右衛門	20石	御徒士	
	山本源五左衛門	20石	御徒士	
	津田季七郎	20石	御徒士	
	山田鹿之丞	20石	御徒士	
	戸村彦平	20石	御徒士	
	黒川孫兵衛	20石	御徒士	
	河内栄次郎	20石	御徒士	
	柳与三右衛門	20石	御徒士	
	田村権太夫	20石	御徒士	
	兼崎小右衛門	20石	一代御徒士	天保3年11月15日一代御徒士
	河野松之助	20石	御徒士	
	河村哲之助	20石	御徒士	
	宗像力之助	20石	御徒士	
	渡辺岡右衛門	20石	御徒士	
	柳美濃左衛門	20石	御徒士	
	渡辺佐右衛門	20石	御徒士	
	勝谷甚右衛門	20石	御徒士	
	井村熊蔵	20石	御徒士	
	山辺藤二郎	20石	御徒士	
	津田栄五郎	20石	御徒士	
岡貞之進 (35石/御中小姓)	牧忠右衛門	35石	御中小姓	
	井上為之進	25石	御中小姓	
	中村治	25石	御中小姓	
	浅海浪平	25石	御中小姓	
奥田哲(40石/御中小姓)	中村六兵衛	25石	御中小姓	
	粟屋友之助			
	有福権平	25石	御中小姓	
	吉原松之助	27石4斗5升4合	御中小姓	
	今津薫	25石	御中小姓	
伊藤三郎治	20石	御中小姓		

受取	差出	禄高	格式	備考
玉井琢兵衛 (42石/御中小姓)	伊藤市兵衛	25石	御中小姓	
	渡辺還	25石	御中小姓	
	熊谷半弥	30石	御中小姓	
田村権太夫(20石/御徒士)	井上九郎左衛門	20石	御徒士	
(長沼五郎太夫)	岩内玄次郎	120石	御馬廻	
	松田左司馬	100石	御馬廻	
	大家太平	50石	御馬廻	
	岩崎仁左衛門	120石	御馬廻	
	棟居金之助	100石	御馬廻	
長浜五郎太夫 (250石/御馬廻)	塩川権左衛門	50石	御馬廻	
	坂田棚	50石	御馬廻	
	神本源太左衛門	75石	御馬廻	
	福岡十兵衛	150石	御馬廻	
	本城此面	75石	御馬廻	
	箱島甚右衛門	150石	御馬廻	天保5年12月23日135石
	林伴治	100石	御馬廻	
	亀谷汀	50石	御馬廻	
	岡好雄	75石	御馬廻	
	青木俊司	50石	御馬廻	
	奈古屋常吉	50石	御馬廻	
	林伴治	100石	御馬廻	
	長沼敬太 (25石/御中小姓)	野村平兵衛	15石	御茶道格
大野丹下		130石	御馬廻	
山田秀熊		60石	御馬廻格	天保10年3月27日50石
原田讓輔 (27石/御中小姓)	国広治郎左衛門	9石	永代 御蔵本附	天保5年7月1日20石・ 御茶道格/天保10年8 月27日15石/天保12年 11月15日20石→以降欠
橋崎官吾(25石/御中小姓)	中村治	25石	御中小姓	
	牧忠右衛門	35石	御中小姓	
西田平右衛門(15石/御蔵本附)	田中正蔵	15石	御蔵本附	
原田讓輔(27石/御中小姓)	増野均	35石	御中小姓	
福岡十兵衛(150石/御馬廻)	長浜五郎太夫	250石	御馬廻	
	熊谷清左衛門	200石	御馬廻	
	杉原茂津美	100石	御馬廻	
	牧市五郎	140石	御馬廻	
	増野瑞伯	50石	御馬廻	天保9年5月28日65石
	河田左織	100石	御馬廻	
	栗屋間	100石	御馬廻	
	光井環	75石	御馬廻	
	東量輔	50石	御馬廻	後称:清兵衛
	吉弘文璋	50石	御馬廻	
	棟居小弥太	50石	御馬廻	
	牧市郎	140石	御馬廻	
	莊原循司	90石	御馬廻	
	望月兎之助	130石	御馬廻	
	児玉玉造	100石	御馬廻	
	牧与三右衛門	125石	御馬廻	
	栗屋豊	100石	御馬廻	
福岡十兵衛	長浜五郎太夫	250石	御馬廻	

受取	差出	禄高	格式	備考
河田主馬之助 (150石/御馬廻)	林与一兵衛	150石	御馬廻	
	戸田寅蔵	50石	御馬廻	
	林源右衛門	50石	御馬廻	
	井上弥太郎	75石	御馬廻	
	中嶋佛治	75石	御馬廻	
(河田主馬之助)	佐藤準次	150石	御馬廻	
	増野優馬	80石	御馬廻	
熊谷清左衛門 (200石/御馬廻)	杉原茂津美	100石	御馬廻	
	柳与一右衛門	20石	御徒士	
熊谷団治(25石/御中小姓)	栗屋間	100石	御馬廻	
	牧忠右衛門	35石	御中小姓	
重増市蔵(15石/御持弓)	吉井権兵衛	15石	御持弓	
	福谷嘉作	15石	御持弓	
	兼崎淳吉	35石	御弓持	
重増松齋(11石/御陣僧)	村上俊貞	11石	御陣僧	
	浅田養三	11石	御陣僧	
	松尾一齋	11石	御陣僧	
	榎宮長左衛門	11石	御陣僧	
	戸村三栄	11石	御陣僧	
	山田宗齋	11石	御陣僧	
	松井清作	11石	御陣僧	
	高木祐賀	11石	御陣僧	
莊原循司(90石/御馬廻)	増野均	35石	御中小姓	天保15年8月3日50石 御馬廻
	谷喜十郎	50石	御馬廻	
莊原循司 (90石/御馬廻)	原田讓輔	27石	御中小姓	天保10年50石・御馬廻
	栗屋廉太	50石	御馬廻	
	河合社左衛門	150石	御馬廻	
	桜井新左衛門	180石	御馬廻	
	長沼敬太 (25石/御中小姓)	増野均	35石	御中小姓
杉原織江(25石/御中小姓)	大野丹下	130石	御馬廻	
	箱島薫董	15石	御中小姓	天保7年11月13日50石 一代御馬廻
	御座顯蔵	25石	御中小姓	
	三浦文良	30石	御中小姓	
	坂本左内	40石	御中小姓	
	玉井琢兵衛	42石	御中小姓	
高木祐賀(11石/御陣僧)	渡辺還	25石	御中小姓	天保15年9月18日50石 御馬廻
	松井清佐	11石	御陣僧	
	戸村三栄	11石	御陣僧	
	山田宗齋	11石	御陣僧	
	松尾一齋	11石	御陣僧	
田中正蔵(15石/御蔵本附)	榎宮長左衛門	11石	御陣僧	
	藤岡雅治郎	15石2人扶持	御蔵本附	
	中村彦兵衛	13石定3人扶持	御細工人	天保6年12月15日15石 2人扶持・御蔵本附
	松原善兵衛	15石定2人扶持	御蔵本附	
河野助右衛門	15石	御蔵本附		

受取	差出	禄高	格式	備考
藤井太左衛門 (25石/御中小姓)	伊藤三郎治	20石	御徒士	天保3年11月15日25石 御中小姓
	吉原松之助	27石4斗5升4合	御中小姓	
	今津薫	25石	御中小姓	
藤村小左衛 (20石/御徒士)	河村哲之助	20石	御徒士	
	山本源五左衛門	20石	御徒士	
	津田宗五郎	20石	御徒士	
	神田代右衛門	15石	御蔵本附	天保10年12月20日御徒士
(牧忠右衛門)	中村治	25石	御中小姓	
	原田茂輔	25石	御中小姓	
	浅海国衛	25石	御中小姓	
牧忠右衛門 (35石/御中小姓)	梅地常之丞	29石5升9合	御中小姓	天保11年9月14日25石 天保9年7月28日永代 御中小姓/天保11年11 月16日27石
	渡辺源太	20石2人扶持	家業御祐筆	
	岡貞之進	35石	御中小姓	
	朝倉牧太	25石	御絵師	天保7年9月1日御中 小姓格当役支配
	山田慎蔵	25石	御中小姓	
	近藤玄説	25石	御中小姓	
	吉村吉麿	25石	御中小姓	
	井上又左衛門	20石	御徒士	天保10年12月10日25石 御中小姓
	生駒牧太	37石	御中小姓	
	井上為之進	25石	御中小姓	井上又左衛門嗣子
	浅海浪平	25石	御中小姓	
牧与三右衛門 (125石/御馬廻)	松田左司馬	100石	御馬廻	
	莊原循司	90石	御馬廻	
	望月兎之助	130石	御馬廻	
	長沼敬太	25石	御中小姓	天保4年1月15日50 石・御馬廻
	木梨三郎	59石4升7合	御馬廻	
	庄原市郎兵衛	100石	御馬廻	
松岡繁(50石/御馬廻)	亀谷源吾	20石定3人扶持	御徒士格・ 家業御大工	
	佐藤忠左衛門	20石定3人扶持	家業御大工・ 御徒士格	
三吉初之進(25石/御中小姓)	牧忠右衛門	35石	御中小姓	
松田左司馬(100石/御馬廻)	杉原茂津美	100石	御馬廻	
	望月兎之助	130石	御馬廻	
望月兎之助(130石/御馬廻)	福岡治部右衛門	250石	御馬廻	
山県弥之助(29石余/御中小 姓)	奥田哲	40石	御中小姓	
山田慎蔵(25石/御中小姓)	牧忠右衛門	35石	御中小姓	
吉岡小左衛門(15石/小膳部)	弘中市左衛門	15石	小膳部	

○「断歎」において、差出人と受取人の両者が記述されているもののみを抽出した。  
 ○「石高」と「格式」は、「譜録」の記述に従った。  
 ○「差出人」の空欄(粟屋友之助)は、「譜録」において確認できなかった者である。  
 ○「備考欄」には、天保期(特に天保13年前後)において、家格や知行の変更があった者、また「譜録」の欠本  
 情報等について略記した。

結果として、なぜ彼らが「譜録」の提出期日延期の願いを受け付けることになったのかという疑問を解決することはできなかった。願書の文末の多くに、「組頭え被仰達」といった文言が付け加えられていることから、彼らには、当該願書を「組頭」に伝えてもらうことが願主より期待されていたことは理解できる。もともとこのような点は、徳山藩士の願書提出のシステムともあわせて考察する必要がある。

なお、譜録作成に際して、次のような人々が関与していたことを指摘しておきたい。

天保十三年八月二十八日、藩が家中に対して「譜録」作成を命じた「覚」の文中に、「多人数之一組・一列えハ心遣人をも達可相成候」とあり、多くの人員を抱える組などは、「心遣人」を設けるようにとの指示が出されている。これを受けて、当職・福岡刑馬は、例えば、粟屋主水・奈古屋新十郎・鳥羽縫殿らに次のような書面を送る。

家譜継書之儀被仰付候二付、別紙御書付一通・例書一冊差越候条、御組中え番頭より申伝候様可被仰渡候、将又御書付之心遣人被仰付候二付てハ、御組にて一兩人宛人柄被遂吟味候間、其御沙汰可被成候、勿論彼筋ハ番頭中も引受、心遣人申談同様取計可然存候、旁左様御承知可被成候、以上、

八月廿八日

福岡刑馬

粟屋主水様

奈古屋新十郎様

鳥羽縫殿様

先に述べた「譜録」作成の指示を示した「覚」(文中の文言では「御書付」)に基づき「心遣人」を指名するに際しては、「御組にて一兩人宛」、「人柄」のよいものを精査して指名することとし、「組頭」と協力して家中の「譜録」提



出を速やかに行う「取計」を彼ら「心遣人」に求めていることが書面より窺える。つまり、組の規模により一名ないし二名の「心遣人」が指名され、「譜録」の提出業務に従事したのである。実際、先に取り挙げたNo.127牧忠右衛門差し出しの願書では、彼が提出すべき「譜録」が膨大であること、また「心遣人」が組内の「譜録」をチェックする作業に時間がかかっていることから、来春までの提出期限延期を求めている。こうした「心遣人」のより具体的な実務について興味は尽きないが、現段階では推測の域を出ず、また本稿の本筋からも離れるので、このことについてはその存在を指摘するにとどめ、今後の課題としておきたい。

### おわりに

今日の藩政史研究において、家臣の家の経歴や個人の職歴などの調査に重宝されている「譜録」のような資料について、その作成過程やその作成の契機についてなどの分析は見られるものの、本稿で取り挙げた「断歎」のような、家臣の側に立った、生々しい作成者の声には、資料的な制約もあって、なかなか分析の手が届いていなかったように思われる。とりわけ「譜録」のような資料の提出が、藩命により一定期間で揃うわけではなく、長いものでは提出の締切から三年余が経過しても未だ完了していないことが明らかとなり、こうした調査には多大な時間と労力が費やされたことを改めて認識できたのである。

しかし課題も多く残された。個別の課題もさることながら、やはり原点として、徳山藩における「譜録」の作成については明らかにする必要がある。こうした問題については今後検討を重ねていくこととし、ひとまず本稿の筆を置きたい。

### 註

- (1) 『山口県文書館収蔵文書仮目録7 徳山毛利家文庫仮目録 I』(山口県文書館、平成元年三月三十日)。当該目録に「譜録」は一二七六件を採録し、閲覧利用に供している。なお徳山藩の「譜録」には、「世系図」、「姓氏之部」、「世統之部」、「禄格之部」、「母妻子女之部」、「御書類・御賞美事、拝領物之部」、「職務之部」の七項目が記載される。

(2) 徳山毛利家文庫「士民方 15」。

- (3) 前掲(註)(1)に採録された「譜録」の作成年を追っていくと、本文で述べた四次の調査が行われたことがわかる。例えば、請求番号10「青木俊蔵」が提出した「譜録」を典拠例として示せば、①「譜録初編」は寛政元年、②「譜録二編」は文化十年、③「譜録三編」は天保十三年、④「譜録四編草案」は文久二年までの記事を記すとあるが、記された作成(または提出)年月を見ると、①は寛政六年(一七九四)七月、②は文化十二年(一八一五)十月、③は天保十四年(一八四三)十月、④は明治三年(一八七〇)十二月となっている。勿論、この期間の途中で家臣に登用さ

徳山藩「譜録」作成の側面(吉田)

れた者の場合には四回の調査を経ないこともあるし、書き直しなどにより再提出を行ったため、先に示した作成(または提出)年月と異なることがあるなど、個々の事例による差異は認められる。しかし、それらを除けば、四次の調査に基づく「譜録」の提出を行っている家が大半である以上、徳山藩における「譜録」の作成は、概ねこの四次にわたった調査であると言つてよいだろう。

(4) 藩の記録としては、例えば徳山毛利家文庫「御書出控 93」(天保十三年)。藩からの指示が確実に家臣に渡った証として、当館所蔵「徳山市井上家文書250」を一例として挙げる。ここには指示の写が残されている。

なお、天保十三年の第三次調査の指示を概略すれば、次の通りになる。

- ①文化十一年から天保十三年までの間の記事を認めた「譜録」の継書を差し出すこと。  
 ②提出期限は来年(天保十四年)十月中までとすること。  
 ③徳山を離れているなどにより十分な調査が行えない

場合には、「断書」を提出して、来年中または帰郷後四・五ヶ月以内に作成・提出すること。

④初編・二編についても控を各々一部提出すること。

このような指示が、天保十三年八月二十八日に「覚」として家臣に通知されたのである。当館所蔵「徳山市井上家文書250」により、この「覚」を以下に示す。なお、末尾の「天保十三年」は井上家において付記されたものと思われる、藩側の記録である「御書出控」などには見られない。

覚

御家来中家譜御府蔵被仰付候二付、寛政庚戌歳被仰出候旨有之、其後文化甲戌継書差出候旨被仰付追々差出候処、此度甲戌歳より当壬寅歳迄之間継書差出方被仰付候、継書度々例書別冊相達候間、其余ハ都て庚戌歳御沙汰相成候、御用廉書も甲戌歳之例書等二扱り其書整二及び、来年十月中迄二差出可申候、尤右物限迄之中、旅行懸りニて無扱取調方不任心底難差出向も有之候ハ、及其断出候て来年中又は帰郷後四・五ヶ月限ニ差出候様可仕候、猶又先例通多人数之一組・一列え

ハ心遣人をも達可相成候間、物限より随分前方二向々番頭取継心継人間え草案入披見、其正しを受、事実書例旁何分無相違様整方可為肝要候之事、

附、当時一代限御奉公之者家譜も御用ニ候間、惣並之通ニして其差出方可仕候事

右<sup>寛政元年</sup>西歳以上之譜録御府蔵ニ付てハ控本老部ツ、御用ニ付、甲戌歳御沙汰相成差出方被仰付候処、尚又初編・二編之控本今老部ツ、御用之廉有之候間、此内差出候、控本通り相心得、此度之継書出来迄之中ニ差出可申候、尤此度之継書は控本老部清冊差出候節差副可差出可申候事、

一、家譜後年ニ至り候ても継々差出方被仰付候事ニ候条、自今已後其節ニ改て御沙汰不被仰付候間、差出候年より式拾ヶ年限継書被仰付候間、其型式拾ヶヶ年目十月迄ニ相整差出方可仕候、尤其書例之儀ハ初編・二編・此度之例書等を見合清冊相整、控本相副差出可申候、何ぞ難及落着筋も出来候ハ、其節何出可任差図候、且又心遣人等之儀も諸事先例通相心得、兼々継書之心懸

可仕候之事

右之通被仰出候、以上、

壬寅

八月廿八日

<sup>(二八四三)</sup>  
天保十三年

(5) 熊谷清左衛門、諱は直貫。禄高二百石で格式は御馬廻であった(徳山毛利家文庫「譜録」469 熊谷安差加)。

(6) 例えば、後掲別表中のNo.50牧忠右衛門宛岡貞之進「口上覚」における藩の指示。表中の藩の指示を概観すれば、同様の指示が出されていることがわかる。

(7) 本文にある通り、天保十四年は閏九月があるものの、この月に願書を提出した五名の文言には、提出期限に触れたものがなかった。

(8) 前掲、註(4)。

(9) 林伴治、諱は正愛。禄高は百石で、格式は御馬廻であった(徳山毛利家文庫「譜録」958 林逞兵衛)。

(10) 徳山毛利家文庫「御手紙控」369(天保十三年)。八月二十八日の記事として、「譜録」作成指示に関わる内容につ

いて、当職・福間が御家老や御用人などへ送った書面や、兩人役が送った書面などが一八点載せられている。

(11) 粟屋主水は、禄高四三五石で格式は御家老(徳山毛利家文庫「譜録」1222 粟屋主水)。奈古屋新十郎は、禄高五〇〇石で格式は御家老(徳山毛利家文庫「譜録」829 奈古屋清之進)。鳥羽縫殿は禄高四〇〇石で格式は御家老(徳山毛利家文庫「譜録」815 鳥羽縫殿)。福間刑馬が格式・御家老に宛てて「譜録」作成の指示があった旨報知しているのと同時に、彼等に対して本文で掲げた文書を送っている。当該文書は、御馬廻組頭である彼等に対する指示書と位置づけられる。

Table with 10 columns: 発受日, 表題, 理由, 願事, 提出, 差出人, 宛所, 指示, 審命日. Contains 56 entries of administrative records.

【別表】徳山毛利家文庫 士民方15「家譜差出方断敷」の記述一覧

Table with 10 columns: 発受日, 表題, 理由, 願事, 提出, 差出人, 宛所, 指示, 審命日. Contains 29 entries of administrative records.

Table with 10 columns: 藩受日, 表題, 理由, 願事, 提出, 差出人, 宛所, 指示, 藩命日. Contains 109 entries of administrative records.

Table with 10 columns: 藩受日, 表題, 理由, 願事, 提出, 差出人, 宛所, 指示, 藩命日. Contains 28 entries of administrative records.

Table with 10 columns: 審受日, 表題, 理由, 願事, 提出, 差出人, 宛所, 指示, 審命日. Contains 100 rows of administrative records.

Table with 10 columns: 審受日, 表題, 理由, 願事, 提出, 差出人, 宛所, 指示, 審命日. Contains 100 rows of administrative records.

藩令日	表題	理由	願事	提出	差出人	宛所	指示	藩令日	
191	7月24日	口上覚	病身之上近頃微合不勝	今巻ヶ月之日延	7月24日	井上又左衛門	牧忠右衛門	如敷被差免候	7月26日
192	7月24日	口上覚	調方相調不申	今三ヶ月之間御免	7月24日	松尾一斎	重増松斎	来月中迄日延被差免候	7月26日
193	7月25日	口上覚	調方相調不申	今三ヶ月之間御免	7月24日	榎宮長左衛門	重増松斎	来月中迄日延被差免候	7月26日
194	7月24日	口上覚	調方相調不申	今三ヶ月之間御免	7月24日	高木祐賀	重増松斎	来月中迄日延被差免候	7月26日
195	7月24日	口上覚	調方相調不申	今三ヶ月之間御免	7月24日	戸村三栄	重増松斎	来月中迄日延被差免候	7月26日
196	7月26日	覚	取調向半途之藤多	来月中日延	7月26日	堀野均	萩原備司	如敷被差許候	7月28日
197	7月26日	口上覚	未認方半途	一ヶ月日延	7月25日	兼崎淳吉	重増市藏	如敷被差許候	7月28日
198	7月26日	口上覚	調方相調不申	今三ヶ月之間御免	7月26日	山田宗斎	重増松斎	来月中日延被差免候	7月28日
199	7月26日	口上覚	調方相調不申	今三ヶ月之間御免	7月26日	松井清作	重増松斎	来月中日延被差免候	7月29日
200	7月28日	口上覚	刻前修業得難後未不明之藤有之	今三ヶ月之日延	7月27日	梅地常之丞	牧忠右衛門	来月中日延被差免候	7月29日
201	7月28日	口上覚	今以調向半途之藤多	来月中日延	7月26日	福岡刑馬	栗屋頼貞	如敷被差許候	7月29日
202	7月28日	口上覚	着後松心二而相勝不申、不明之藤茂有之	今三ヶ月之日延	7月26日	牧与三右衛門	福岡治部右衛門	来月中迄日延被差許候	7月29日
203	7月28日	口上覚	着後御用多、調方半途	此上三ヶ月之日延	7月27日	今津藏	奥田哲	来月中迄日延被差許候	7月29日
204	7月28日	口上覚	着後御用多、調方半途	此上三ヶ月之日延	7月26日	森迎選	松密繼江	来月中迄日延被差許候	7月29日
205	7月28日	口上覚	着後松心二分、不明之藤茂有之	今三ヶ月之日延御免	7月27日	河田左藏	福岡治部右衛門	来月中迄日延被差許候	7月29日
206	7月28日	口上覚	未取調半途	今三ヶ月之御免	7月	亀谷汀	長浜五郎太夫	来月中迄日延被差許候	7月29日
207	7月28日	口上覚	取調半途	今巻ヶ月之日延	7月24日	吉原松之助	奥田哲	如敷被差許候	7月29日
208	7月28日	口上覚	取調半途	来月中迄日延	7月28日	渡辺勘藏		如敷被差許候	7月29日
209	7月28日	口上覚	取調向半途	今三ヶ月御免	7月28日	河村哲之助	井上九郎左衛門	来月中迄日延被差許候	7月29日
210	7月28日	口上覚	取調半途	此上三ヶ月之日延	7月28日	津田榮五郎	井上九郎左衛門	来月中迄日延被差免候	7月29日
211	7月28日	口上覚	取調向半途	来月中日延	7月28日	森孫次郎	福岡刑馬、栗屋頼貞	如敷被差許候	7月29日
212	7月28日	口上覚	御痛不相勝、取調半途	今三ヶ月之間差出方延引	7月28日	兎玉玉造	福岡治部右衛門	来月中迄日延被差許候	7月29日
213	7月28日	口上覚	着後松心二分、取調半途	今三ヶ月之日延	7月28日	光井環	福岡治部右衛門	来月中迄日延被差許候	7月29日
214	7月28日	口上覚	取調向半途	今三ヶ月之御免	7月28日	松原茂津美	福岡治部右衛門	来月中迄日延被差許候	7月29日
215	7月28日	口上覚	着後松心二分	今三ヶ月之日延	7月28日	熊谷清左衛門	福岡治部右衛門	来月中迄日延被差許候	7月29日
216	7月29日	口上覚	取調半途	此上三ヶ月日延	7月29日	戸村彦平	井上九郎左衛門	来月中迄日延被差許候	7月29日
217	7月29日	口上覚	取調向半途	来月中日延	7月29日	中川半平	福岡刑馬、栗屋頼貞	如敷被差許候	7月29日
218	7月29日	口上覚	取調方半途	当九日延	7月28日	岩内玄次郎	長浜五郎太夫	来月中日延被差許候	7月29日
219	7月29日	口上覚	取調方半途	今一ヶ月之日延	7月28日	大家太平	長浜五郎太夫	如敷被差許候	7月29日
220	7月29日	口上覚	着後御痛地、今以半途	今三ヶ月之間日延	7月28日	松田左司馬	長浜五郎太夫	来月中日延被差許候	7月29日
221	7月29日	口上覚	未取調半途	今五ヶ月之日延	7月28日	中村治	牧忠右衛門	来月中迄日延被差免候	7月29日

藩令日	表題	理由	願事	提出	差出人	宛所	指示	藩令日	
162	2月21日	口上覚	先年相納候分之写差出度	来月中日延	2月20日	井上又左衛門	牧忠右衛門	不被及御沙汰候委兼而取調之通相心得来月中差出可申候	6月晦日
163	2月28日	口上覚	忘中、取調相違兼候	四月中日延	2月28日	柳美濃左衛門	井上九郎左衛門	当月中日延可差許候	3月6日
164	2月28日	口上覚	病氣故今以控書并取調半途	来月中日延	2月28日	村山俊貞	重増松斎	当月中日延被差許候	3月6日
165	2月29日	口上覚	未不詰之藤	当五月中日延	2月29日	田村権太夫	井上九郎左衛門	当月中日延被差許候	3月6日
166	2月29日	口上覚	今少半途	来月中日延	2月29日	萩原備司	福岡治部右衛門	如敷被差許候	3月6日
167	2月29日	口上覚	取調方不行届	三ヶ月之日延	2月29日	山辺藤二郎	井上九郎左衛門	当月中日延被差許候	3月6日
168	2月晦日	口上覚	気分相、散量之氣味強、腹痛腰痛、炎業等致々保業	来月中迄日延	2月29日	林伴治	長浜五郎太夫	如敷被差許候	3月6日
169	2月晦日	口上覚	今少取調へ半途	三月中迄日延	2月晦日	井村熊藏	井上九郎左衛門	如敷被差許候	3月6日
170	3月1日	口上覚	先日已来相煩	今少延引	2月晦日	戸田寅藏	河田主馬之助	当月中日延被差免候	3月6日
171	3月6日	口上覚	取調不行届之藤、事実相違、基本家及取調	本書控共取調相納候上是迄差出置候分御下付	3月16日	兎玉玉造	福岡治部右衛門	如敷被差許候任被差出候ハ、御取調之上先年之分御差下可被仰付候	3月20日
172	3月25日	口上覚	奈古出役	当四月中迄日延	3月26日	山辺藤次郎	井上九郎左衛門	如敷被差許候	4月5日
173	3月25日	口上覚	持病之積氣、氣鬱之病体、同姓手一兵衛掃掃候上重謀不仕候而相分不申	与一兵衛掃掃後迄日延	3月24日	林伴治	長浜五郎太夫	如敷被差免候間与一兵衛掃掃後十五日取可被差出候	5月8日
174	3月28日	口上覚	未半途	当五月中日延	3月28日	田村権太夫	井上九郎左衛門	当月中日延被差免候	4月5日
175	3月28日	口上覚	今少し不詰	来月中日延	3月28日	萩原備司	福岡治部右衛門	如敷被差許候	4月5日
176	4月1日	覚	着後後病氣、取調方今以不行届	五ヶ月間延引	3月29日	岩崎仁左衛門	長浜五郎太夫	当月中日延被差許候	4月5日
177	4月1日	口上覚	春調半途	来四月初十日迄延引	3月29日	戸田寅藏	河田主馬之助	如敷被差免候	4月5日
178	3月28日	口上覚	忘中	五月中日延	3月28日	柳美濃左衛門	井上九郎左衛門	当月中日延被差免候	4月5日
179	5月25日	覚	老弱、眼病、肩痛不相勝	初編二編三編共惣差出	5月22日	岩崎仁左衛門	長浜五郎太夫	取調二者不被仰付当月中日延被差許候	6月1日
180	5月25日	口上覚	認方未出来兼	来月中差出方延引	5月25日	萩原備司	福岡治部右衛門	如敷被差免候	6月1日
181	5月28日	口上覚	今少半途	来月中日延	5月28日	田村権太夫	井上九郎左衛門	如敷被差許候	6月1日
182	6月1日	口上覚	取調へ半途	来月中日延	5月29日	山辺藤次郎	井上九郎左衛門	如敷被差許候	6月3日
183	6月19日	口上覚	与一兵衛掃掃後組用向差出、私気分相	三ヶ月日延	6月18日	林伴治	長浜五郎太夫	来月中日延被差免候	6月26日
184	6月28日	口上覚	未半途	来月中日延	6月28日	田村権太夫	井上九郎左衛門	如敷被差許候	6月晦日
185	6月28日	口上覚	毎々胸痛差登、取調未半途	来月中迄差出方延引	6月26日	兎玉玉造	福岡治部右衛門	如敷被差許候	6月晦日
186	6月晦日	口上覚	眼病、肩痛等相勝不申	延引	6月晦日	岩崎仁左衛門	長浜五郎太夫	当月中日延被差許候	7月3日
187	7月3日	口上覚	私家相簿録初編二編虫喰二而損多、不分明、	此内差出候控書見合書致	7月3日	吉原松之助	奥田哲	於御藏本拜見候付候調露出可及書致候	7月4日
188	7月3日	口上覚	未認方出来兼	来月中日延	6月晦日	萩原備司	福岡治部右衛門	如敷被差許候	7月4日
189	7月23日	口上覚	今以半途	今一ヶ月之日延	7月23日	牧忠右衛門	岡貞之進	如敷被差許候	7月24日
190	7月23日	口上覚	着後松心二分、不明之藤茂有之	今三ヶ月之日延	7月23日	原田茂輔	牧忠右衛門	来月中日延被差免候	7月24日

藩受日	表題	理由	願事	提出	差出人	宛所	指示	藩命日	
251	8月晦日	口上覚	未取調向半途	今一ヶ月日延	8月晦日	中川半平	福岡刑馬・栗屋頼貞	如敷被差許候	8月晦日
252	8月晦日	口上覚	取調方半途	今一ヶ月日延	8月29日	塩川権左衛門		如敷被差許候	8月晦日
253	8月晦日	口上覚	取調半途	此上三ヶ月之日延	8月29日	伊藤三郎治	奥田哲	来月中日延被差許候	8月晦日
254	8月晦日	口上覚	取調半途	今二ヶ月御免	8月晦日	亀谷汀	長浜五郎大夫	当月中日延被差許候	9月1日
255	8月晦日	口上覚	気分、氣配之病体、同姓与一兵衛及面談候而者	今二ヶ月御免	8月晦日	林伴治	長浜五郎大夫	当月中日延被差許候	9月1日
256	8月晦日	口上覚	取調未半途	来月廿日迄日延	8月晦日	河村哲之助	藤村小兵衛	如敷被差免候	9月1日
257	8月晦日	口上覚	取調未半途	来月中日延御免	8月晦日	山本源五左衛門	藤村小兵衛	如敷被差許候	9月1日
258	8月晦日	口上覚	取調未半途	来月廿日迄日延	8月晦日	津田宗五郎	藤村小兵衛	如敷被差許候	
259	8月晦日	口上覚	取調今以半途	来月中日延	8月晦日	光井環	福岡治部右衛門	如敷被差許候	9月1日
260	8月晦日	口上覚	調方半途	二ヶ月之間御免	8月晦日	東量輔	福岡治部右衛門	当月中日延被差許候	9月1日
261	8月晦日	口上覚	今以取調向半途	来月中日延	8月晦日	栗屋間	福岡治部右衛門	如敷被差許候	9月1日
262	9月16日	覚	同姓三郎大夫病死	私儀家被御付候二付而ハ差出方物限り如何	9月14日	佐藤準次		家被後三ヶ月之日延被差許候	9月16日
263	9月29日	口上覚	病氣罷在、調方半途	此上一ヶ月之間御免	9月26日	東量輔	福岡治部右衛門	如敷被差許候	9月29日
264	9月29日	口上覚	今以取調向半途	来月中日延	9月28日	戸村三栄	高木祐實	如敷被差許候	9月29日
265	9月29日	口上覚	今以取調半途	来月中日延	9月28日	榎宮長左衛門	高木祐實	如敷被差許候	9月29日
266	9月29日	口上覚	取調今以半途之廉	来月中日延	9月28日	山本源五左衛門	藤村小兵衛	如敷被差許候	9月29日
267	9月29日	口上覚	西儀改正之分此度取調候得三編目ニ至免向半途	今一ヶ月日延	9月28日	牧忠右衛門	岡貞之進	如敷被差許候	9月29日
268	9月29日	口上覚	今以取調向半途	今三ヶ月日延	9月28日	杉原茂津美	福岡治部右衛門	来月中日延被差許候	9月29日
269	9月29日	口上覚	不分明之筋多調向難決	今一ヶ月日延	9月28日	牧与三右衛門	福岡治部右衛門	如敷被差許候	9月29日
270	9月29日	口上覚	今以取調向半途	来月中日延	9月29日	増野均	庄原頼司	如敷被差許候	9月29日
271	9月29日	口上覚	今以取調向半途	来月中日延	9月28日	森孫次郎	福岡刑馬・栗屋頼貞	如敷被差許候	9月29日
272	9月29日	口上覚	未取調方半途	来月中日延	9月28日	福岡刑馬	栗屋頼貞	如敷被差許候	9月29日
273	9月29日	口上覚	今以取調向半途	今一ヶ月日延	9月29日	栗屋間	福岡治部右衛門	如敷被差免候	9月29日
274	9月29日	口上覚	初編或編之義ハ取調者季、三編新前之分取調半途	今二ヶ月日延	9月29日	熊谷清左衛門	福岡治部右衛門	来月中日延被差許候	9月29日
275	9月29日	口上覚	病体、萩野流砲術上覧之御沙汰	上覧相済候後八十日之日延	9月29日	林与一兵衛	河田主馬之助	来月中日延被差許候	9月29日
276	9月29日	口上覚	未取調半途	今五ヶ月迄之延引	9月28日	中村治	牧忠右衛門	来月中日延被差許候	9月29日
277	9月29日	口上覚	未参式被仰出茂無御座、息ニ取調六ヶ敷	今老ヶ月之延引	9月26日	井上為之進頼中	牧忠右衛門	如敷被差許候	9月29日
278	9月29日	口上覚	未調方半途	今老ヶ月之日延	9月29日	伊藤三郎治	奥田哲	如敷被差許候	10月5日
279	9月29日	口上覚	取調向半途	来月中日延	9月29日	中川半平	福岡刑馬・栗屋頼貞	如敷被差許候	10月1日
280	9月29日	口上覚	眼痛・肩痛等相懸不申	今暫延引	9月29日	岩崎仁左衛門	長浜五郎大夫	当月中日延被差免候	10月1日

藩受日	表題	理由	願事	提出	差出人	宛所	指示	藩命日	
222	7月29日	口上覚	調方半途	此上三ヶ月之間御免	7月29日	東量輔	福岡治部右衛門	来月中迄日延被差免候	7月29日
223	7月29日	口上覚	今以取調向半途	来月中迄日延	7月29日	栗屋間	福岡治部右衛門	如敷被差免候	7月29日
224	7月29日	口上覚	今以取調方半途	今一ヶ月之日延	7月28日	塩川権左衛門		如敷被差許候	7月29日
225	7月29日	口上覚	今以調方相調不申	今老ヶ月之間御免	7月29日	勝尾宗哲		如敷被差免候	7月29日
226	7月29日	口上覚	取調へ半途	此上三ヶ月日延	7月29日	山本源五左衛門	井上九郎左衛門	当月中日延被差許候	8月3日
227	7月29日	口上覚	痛所御座候ニ付認力不得仕	来月中日延	7月29日	棟居儀右衛門	井上九郎左衛門	如敷被差許候	8月3日
228	7月29日	覚	暑中已来眼痛・肩痛相懸不申、取調向半途	眼痛等快気迄延引	7月29日	岩崎仁左衛門	長浜五郎大夫	当月中日延被差許候	8月4日
229	7月29日	口上覚	爆着後気分合、取調半途	今三ヶ月之日延	7月29日	増野均	福岡治部右衛門	当月中日延被差許候	8月4日
230	7月29日	口上覚	元來女體之病体、同性与一兵衛相用向差添、縁合不申、取調方一向持明不申	今三ヶ月御免	7月29日	林伴治	長浜五郎大夫	当月中日延被差許候	8月4日
231	8月18日	口上覚	其節之取調不行届二而	改而認替差出、此内差出置候分与御取替	8月18日	松井清佐	高木祐實	如敷被差免候條認替差出候ハ、御取調之上先年之分調差下可被仰付候	8月21日
232	8月23日	口上覚	先年差出候初編二編之内不取調之廉有之	此度不致改正仕度、認替御免	8月23日	大家太平	長浜五郎大夫	如敷被差許候認替差出候ハ、御取調之上先年之分調差下可被仰付候	8月晦日
233	8月28日	口上覚	未参式被仰出茂無御座、取調六ヶ敷	今三ヶ月之延引御免	8月27日	井上為之進頼中	牧忠右衛門	来月中迄日延被差免候	8月29日
234	8月28日	口上覚	今以眼痛・肩痛等相懸不申、遠石出役中	今暫延引	8月27日	岩崎仁左衛門	長浜五郎大夫	来月中迄日延被差免候	8月29日
235	8月28日	口上覚	未取調向半途	今一ヶ月日延	8月28日	森孫次郎	福岡刑馬・栗屋頼貞	如敷被差許候	8月29日
236	8月28日	口上覚	取調半途	来月中日延	8月28日	戸村三栄	高木祐實	如敷被差許候	8月29日
237	8月28日	口上覚	其節之取調不行届、例幣通相認	此内差出候分与御取替	8月28日	山田宗斎	高木祐實	如敷被差許候條認替差出候ハ、御取調之上先年之分調差下可被仰付候	8月29日
238	8月28日	口上覚	其節之取調不行届、例幣通相認	此内差出候分与御取替	8月28日	高木祐實	重増松斎	山田宗斎御座因同断	8月29日
239	8月28日	口上覚	取調半途	来月中日延	8月28日	松尾一斎	高木祐實	如敷被差許候	8月29日
240	8月28日	口上覚	取調今以半途	今三ヶ月御免	8月27日	杉原茂津美	福岡治部右衛門	来月中迄日延被差許候	8月29日
241	8月28日	口上覚	取調今以半途	今一ヶ月之日延	8月28日	牧忠右衛門	岡貞之進	如敷被差許候	8月29日
242	8月28日	口上覚	爆着後気分合、取調半途	今式ヶ月日延	8月28日	熊谷清左衛門	福岡治部右衛門	来月中迄日延被差免候	8月29日
243	8月29日	口上覚	今以取調半途	来月中日延	8月29日	榎宮長左衛門	高木祐實	如敷被差許候	8月晦日
244	8月29日	口上覚	今以不分明之廉御座候	今一ヶ月之日延	8月28日	牧与三右衛門	福岡治部右衛門	如敷被差許候	8月晦日
245	8月29日	口上覚	今以不分明之廉	今一ヶ月之日延	8月28日	梅地常之丞	牧忠右衛門	如敷被差許候	8月晦日
246	8月29日	口上覚	今以不分明之廉有之	今一ヶ月之日延	8月28日	原田茂輔	牧忠右衛門	如敷被差免候	8月晦日
247	8月29日	覚	取調今以半途	今一ヶ月之日延	8月29日	増野均	庄原頼司	如敷被差許候	8月晦日
248	8月29日	口上覚	今以取調方半途	今一ヶ月日延御免	8月29日	福岡刑馬	栗屋頼貞	如敷被差許候	8月晦日
249	8月29日	口上覚	未取調半途	今五ヶ月迄之延引	8月29日	中村治	牧忠右衛門	来月中日延被差許候	8月晦日
250	8月晦日	口上覚	持病之病体、爆着後別而相懸痛強、取調向相成	今三ヶ月御免	8月29日	林与一兵衛	河田主馬之助	来月中日延被差許候	8月晦日

番付日	表題	理由	願事	提出	差出人	宛所	指示	審命日
312	口上覚	私家譜初編二編共不取調、	例普通相認	11月29日	林与一兵衛	河田主馬之助	如駄被差許後条認替差出候ハ、御取調之上先年之分御差下被仰付候	12月4日
313	12月23日 口上覚	未取調半途	今五ヶ月迄之延引	12月23日	中村治	牧忠右衛門	来正月中日延被差許候	12月24日
314	12月23日 口上覚	半途之康多取調向難法	今一ヶ月之日延	12月23日	牧忠右衛門	三吉初之進	如駄被差許候	12月24日
315	12月25日 口上覚	不分明之康多取調向難法	今一ヶ月之日延	12月25日	牧与三右衛門	福岡治部右衛門		
316	12月26日 口上覚	今以取調半途	今三十日之日延	12月26日	増野均	莊原備司	如駄被差許候	12月28日
317	12月27日 口上覚	今以取調半途	来巳三月中迄御有免	12月27日	佐藤準次	河田主馬之助	来正月中日延被差許候	12月28日
318	12月27日 口上覚	今以取調半途	今卷ヶ月日延	12月26日	杉原茂津美	福岡治部右衛門	如駄被差許候	12月28日
319	12月27日 口上覚	今以調方半途	今卷ヶ月御有免	12月26日	東量輔	福岡治部右衛門	如駄被差免候	12月28日
320	口上覚	今以取調向半途	今卷ヶ月日延	12月27日	栗屋間	福岡治部右衛門	如駄被差許候	12月28日
321	口上覚	取調向未半途	来三月中迄日延	12月28日	神田代右衛門	藤村小兵衛		
322	口上覚	未取調向半途	今一ヶ月日延	12月28日	中川半平	栗屋主水・福岡刑馬	如駄被差許候	12月28日
323	1月24日 口上覚	未取調半途	今五ヶ月迄之延引	1月24日	中村治	牧忠右衛門		
324	1月27日 口上覚	今以取調向半途	今卷ヶ月日延	1月27日	杉原茂津美	福岡治部右衛門	当月中日延被差許候	2月2日
325	1月27日 口上覚	先年差出置候初編二編共取調不行届、此度改正仕度	先年之分御引替	1月27日	東清兵衛	福岡治部右衛門	如駄被差許候条認替差出候ハ、御取調上先年之分御差下被仰付候	2月2日
326	1月27日 口上覚	今以取調向半途	今卷ヶ月日延	1月27日	栗屋豊	福岡治部右衛門	当月中日延被差許候	2月2日
327	1月28日 口上覚	今以不分明之康多難法	今一ヶ月之日延	1月28日	牧与三右衛門	福岡治部右衛門	当月中日延被差許候	2月2日
328	1月29日 口上覚	未取調届来	来三月中迄御有免	1月28日	神田代右衛門	藤村小兵衛	当月中日延被差許候	2月2日
329	口上覚	今以取調向半途	粟屋差出方当春中御有免	1月29日	佐藤準次	河田主馬之助	当月中日延被差許候	2月2日
330	口上覚	今以取調向半途	今一ヶ月之日延	1月29日	増野均	莊原備司	当月中日延被差許候	2月2日
331	口上覚	未取調向半途	今一ヶ月日延	1月29日	中川半平	栗屋主水・福岡刑馬	当月中日延被差許候	2月2日
332	2月24日 口上覚	不分明之康有之調向難法	今一ヶ月之日延	2月23日	牧与三右衛門	福岡治部右衛門	如駄被差許候	2月晦日
333	2月28日 口上覚	今以取調向半途	今卷ヶ月日延	2月27日	杉原茂津美	福岡治部右衛門	如駄被差許候	2月晦日
334	2月29日 口上覚	未取調半途、江戸番手	燗期後三ヶ月迄延引	2月28日	中村治	牧忠右衛門	如駄被差許候	2月晦日
335	2月28日 口上覚	今以取調向半途、江戸番手	来春燗期後三ヶ月迄日延	2月28日	栗屋豊	福岡治部右衛門	如駄被差許候	2月晦日
336	2月晦日 口上覚	取調半途	粟屋差出方当春中御有免	2月29日	佐藤準次	河田主馬之助	如駄被差許候	2月晦日
337	2月晦日 口上覚	未取調向半途	来月中日延	2月晦日	中川半平	栗屋主水・福岡刑馬	如駄被差許候	2月晦日
338	2月晦日 口上覚	取調向半途	今一ヶ月之日延	2月晦日	増野均	莊原備司	如駄被差許候	2月晦日
339	口上覚	取調向半途	今卷ヶ月日延	3月27日	杉原茂津美	福岡治部右衛門	如駄被差許候	3月29日
340	3月29日 口上覚	半途之康御座候而今以難相調	今一ヶ月之日延	3月29日	増野均	莊原備司	如駄被差許候	3月29日
341	3月29日 口上覚	不分明之康御座候而難法	今一ヶ月之日延	3月28日	牧与三右衛門	福岡治部右衛門	如駄被差許候	3月29日

番付日	表題	理由	願事	提出	差出人	宛所	指示	審命日
281	9月29日 口上覚	未半途	今一ヶ月之日延	9月29日	塩川権左衛門		如駄被差許候	10月1日
282	10月3日 口上覚	例書之認替差出	此内差出置候分号御取替	9月29日	松尾一斎	高木祐實	如駄被差許候条認替差出候ハ、御取調之上先年之分御差下被仰付候	10月6日
283	10月28日 口上覚	三郎太夫不幸、取調防角半途	此上卷三月中まで差出方御有免	10月28日	佐藤準次	河田主馬之助	来月中日延被差免候	10月晦日
284	10月28日 口上覚	兎角半途、家内故障、取調向難法	今一ヶ月之日延	10月29日	牧忠右衛門	岡貞之進	如駄被差許候	10月晦日
285	10月28日 口上覚	取調半途	今卷ヶ月之延引	10月29日	井上為之進	岡貞之進	如駄被差許候	10月晦日
286	10月28日 口上覚	今以調向半途	此上卷ヶ月之間御有免	10月28日	東量輔	福岡治部右衛門	如駄被差許候	10月晦日
287	10月28日 口上覚	今以取調向半途	当年中日延	10月28日	杉原茂津美	福岡治部右衛門	来月中日延被差許候	10月晦日
288	10月29日 口上覚	今以取調半途	来月中日延	10月29日	山本源五左衛門	藤村小兵衛	如駄被差許候	10月晦日
289	10月29日 口上覚	三編之草葉未取調半途	来月中日延	10月29日	福岡刑馬	栗屋頼負	如駄被差許候	10月晦日
290	10月晦日 口上覚	取調方今少半途	今一ヶ月日延	10月29日	塩川権左衛門		如駄被差許候	10月晦日
291	10月晦日 口上覚	痔疾痼疾等今以不相勝	今二ヶ月御有免	10月29日	林与一兵衛	河田主馬之助	来月中日延被差許候	10月晦日
292	10月晦日 口上覚	未取調半途	今五ヶ月迄之延引	10月29日	中村治	岡貞之進	来月中日延被差許候	10月晦日
293	10月晦日 口上覚	不分明之康多調向難法	今一ヶ月之日延	10月29日	牧与三右衛門	福岡治部右衛門	如駄被差許候	10月晦日
294	10月晦日 口上覚	未取調半途	来月中日延	10月晦日	森孫次郎	福岡刑馬・栗屋頼負	如駄被差許候	10月晦日
295	10月29日 口上覚	取調半途	来月中日延	10月29日	増野均	庄原備司	如駄被差許候	10月晦日
296	10月晦日 口上覚	未取調向半途	今一ヶ月日延		中川半平	福岡刑馬・栗屋頼負	如駄被差許候	11月1日
297	10月晦日 口上覚	取調向半途	今卷ヶ月日延	10月晦日	栗屋間	福岡治部右衛門	如駄被差許候	11月1日
298	11月1日 口上覚	今以取調向半途	今卷ヶ月日延	10月30日	熊谷清左衛門	福岡治部右衛門	如駄被差許候	11月1日
299	11月28日 口上覚	未取調半途	今五ヶ月迄之延引	11月28日	中村治	牧忠右衛門	当月中日延被差許候	12月1日
300	11月28日 口上覚	今以取調半途	来三月中迄差出方御有免	11月28日	佐藤準次	河田主馬之助	当月中日延被差許候	12月1日
301	11月28日 口上覚	今以取調向半途	来二月底日延	11月27日	杉原茂津美	熊谷清左衛門	当月中日延被差許候	12月1日
302	11月29日 口上覚	未取調向半途	来月中日延	11月28日	福岡刑馬	栗屋主水	如駄被差許候	12月1日
303	11月29日 口上覚	段々不分明之康多、調向難法	来正月中之日延	11月28日	牧与三右衛門	熊谷清左衛門	当月中日延被差許候	12月1日
304	11月29日 口上覚	今以取調半途	今卷ヶ月日延	11月28日	井上為之進	牧忠右衛門	如駄被差許候	12月1日
305	11月29日 口上覚	半途康多取調向難法	正月中日延	11月28日	牧忠右衛門	岡貞之進	当月中日延被差許候	12月1日
306	11月29日 口上覚	未取調半途	来月中日延	11月29日	増野均	莊原備司	如駄被差許候	12月1日
307	11月29日 口上覚	取調向半途	今卷ヶ月日延	11月29日	栗屋間	熊谷清左衛門	如駄被差許候	12月1日
308	11月29日 口上覚	調方半途	此上卷ヶ月之間御有免	11月29日	東量輔	福岡治部右衛門	如駄被差許候	
309	11月29日 口上覚	未取調半途	来月中日延	11月28日	中川半平	栗屋主水・福岡刑馬	如駄被差許候	12月1日
310	11月29日 口上覚	取調今少半途	来月中迄日延	11月29日	塩川権左衛門		如駄被差許候	12月1日
311	口上覚	私家譜初編二編共先年差出方、取調不行届	認替差出候、来月廿日迄日延	11月29日	山本源五左衛門	藤村小兵衛	如駄被差許候条認替差出候ハ、御取調之上先年之分御差下被仰付候	12月3日



番受日	表題	理由	願事	提出	差出人	宛所	指示	審命日	
372	3月26日	口上覚	先月已来久々眼病、取調向執事等或一向難仕難治	来月中旬延	3月25日	岡好雄	長浜五郎大夫	来月中旬迄日延被差許候	3月28日
373	3月26日	口上覚	御役柄出勤繁、尚高焼御返候	来月中旬延	3月25日	青木俊司	長浜五郎大夫	来月中旬迄日延被差許候	3月28日
374		口上覚	取調方未半途	来月中旬延	3月27日	本城此面	長浜五郎大夫	来月中旬迄日延被差許候	3月28日
375	3月29日	口上覚	取調方未半途	来月中旬延	3月28日	奈古屋常吉	長浜五郎大夫	来月中旬迄日延被差許候	4月1日
376	3月晦日	口上覚	先達而已来病、取調半途	来月中旬延	3月29日	中川半平	栗屋主水・福岡刑馬	如駄被差許候	4月1日
377		口上覚	北度御紙之儀二付少々引合仕度候者之	来月中旬延	3月26日	塚川権左衛門	長浜五郎大夫	如駄被差許候	4月7日
378		口上覚	調落多御座候間今一応取調申度	来月中旬延	3月26日	木梨三郎	牧与三右衛門	当月中旬迄日延被差許候	4月7日
379		口上覚	調落多御座候間今一応取調へ申出二出来候	来月十日迄日延	3月26日	庄原一郎兵衛	牧与三右衛門	如駄被差許候	4月8日
380		口上覚	今以痛楚、筆業難相成	来五月中日延	4月19日	望月免之助	松田左司馬	来月中旬迄日延被差許候	4月23日
381		口上覚	先達而已来之病、取調半途	来五月中日延	4月29日	中川半平	栗屋主水・福岡刑馬	如駄被差許候	4月
382		口上覚	先達而已来之病、取調半途	来五月中日延	5月29日	中川半平	栗屋主水・福岡刑馬	如駄被差許候	同5月2日
383	6月28日	口上覚	未取調半途	今巻ヶ月之延引	6月28日	中村治	牧忠右衛門	如駄被差許候	6月晦日
384		口上覚	当五月辨者後心取調、先代より之記録江戸直詰申取片付御座候等々引合	来月中旬延	6月晦日	浅海浪平	牧忠右衛門	如駄被差許候	6月晦日
385		口上覚	未取調半途	今巻ヶ月之延引	7月27日	中村治	岡貞之進	如駄被差許候	7月晦日
386		口上覚	今以出来難仕	来月中旬延	7月29日	浅海浪平	岡貞之進	如駄被差許候	7月晦日
387	8月29日	口上覚	未取調半途	今巻ヶ月之延引	8月28日	中村治	岡貞之進	如駄被差許候	9月4日
388	8月29日	口上覚	取調今以出来難仕	来月中旬延	8月29日	浅海浪平	岡貞之進	如駄被差許候	9月4日
389	9月28日	口上覚	未取調半途	今巻ヶ月之延引	9月28日	中村治	岡貞之進	如駄被差許候	9月晦日
390		口上覚	今以出来難仕	来月中旬延	9月29日	浅海浪平	岡貞之進	如駄被差許候	10月1日
391		口上覚	未取調半途	今巻ヶ月之延引	10月28日	中村治	岡貞之進	如駄被差許候	10月28日
392		口上覚	今以出来難仕	来月中旬延	10月29日	浅海浪平	岡貞之進	如駄被差許候	11月2日
393	11月28日	口上覚	今以取調半途	今巻ヶ月延引	11月28日	中村治	岡貞之進	如駄被差許候	11月晦日
394	12月20日	口上覚	今以取調半途	今巻ヶ月延引	12月20日	中村治	岡貞之進	如駄被差許候	12月23日
395		口上覚	今以取調半途	今巻ヶ月延引	1月28日	中村治	榎崎官吾	如駄被差許候	2月1日

○「断歎」に記された内容について、9項目を立てて表記した。  
 ○Noは筆者が便宜上付したものである。  
 ○空欄は、「断歎」に記載のないものである。  
 ○願いの「理由」や「願事」(主たる願意)については「断歎」の記述を要約し、藩の「指示」は全文を示した。  
 ○No1~No148:天保14年、No149~No322:天保15年(弘化元年)、No323~No364:弘化2年、No365~No394:弘化3年、No395:弘化4年

番受日	表題	理由	願事	提出	差出人	宛所	指示	審命日	
342	3月29日	口上覚	未取調向半途	今ヶ月日延	3月29日	中川半平	栗屋主水・福岡刑馬	如駄被差許候	3月29日
343		口上覚	今少々取調方半途	一ヶ月延引	3月29日	佐藤津次	河田主馬之助	如駄被差許候	4月3日
344		口上覚	取調向半途	今ヶ月日延	4月27日	杉原茂津美	福岡治部右衛門	如駄被差許候	4月晦日
345		口上覚	不明之廉御座候而難治	今ヶ月之日延	4月27日	牧与三右衛門	福岡治部右衛門	如駄被差許候	4月晦日
346	4月28日	口上覚	今少々取調方半途	一ヶ月延引	4月28日	佐藤津次	河田主馬之助	如駄被差許候	4月晦日
347	4月28日	覚	取調半途	今ヶ月日延	4月28日	増野均	莊原備司	如駄被差許候	5月1日
348	4月晦日	口上覚	未取調向半途	来月中旬延	4月晦日	中川半平	栗屋主水・福岡刑馬	如駄被差許候	4月晦日
349	5月28日	口上覚	取調向半途	今巻ヶ月日延	5月28日	松原茂津美	牧与三右衛門	如駄被差許候	6月4日
350	5月晦日	口上覚	取調半途	来月中旬迄延引	5月晦日	佐藤津次	河田主馬之助	如駄被差許候	6月4日
351	5月晦日	口上覚	未取調向半途	来月中旬延	5月晦日	中川半平	栗屋主水・福岡刑馬	如駄被差許候	6月4日
352		覚	取調今以半途	今ヶ月之日延	5月29日	増野均	莊原備司	如駄被差許候	6月4日
353	6月27日	口上覚	取調今以半途	今ヶ月之日延	6月27日	増野均	莊原備司・長沼敬太	如駄被差許候	7月4日
354	6月27日	口上覚	取調今少々半途	今巻ヶ月日延	6月27日	杉原茂津美	牧与三右衛門	如駄被差許候	7月4日
355	6月29日	口上覚	取調向半途	来月中旬延御	6月29日	中川半平	栗屋主水・福岡刑馬	如駄被差許候	7月4日
356	7月29日	口上覚	取調不行届、此度改正仕差出	先年之分御引替	7月29日	増野均	長沼敬太・莊原備司	如駄被差許候桑認替被差出候ハ、御取調之上先年之分御差下可被仰付候	7月晦日
357		口上覚	取調少々半途	今巻ヶ月日延	7月27日	杉原茂津美	松田左司馬	如駄被差許候	7月晦日
358	7月晦日	口上覚	未取調向半途	来月中旬延	7月29日	中川半平	栗屋主水・福岡刑馬	如駄被差許候	8月3日
359	8月29日	口上覚	森出役、其向用差、取調向半途、当分別而繁雑	今三ヶ月日延	8月28日	杉原茂津美	松田左司馬	如駄被差許候	10月16日
360	9月朔日	口上覚	未取調向半途	来月中旬延	8月29日	中川半平	栗屋主水・福岡刑馬	如駄被差許候	9月8日
361	9月晦日	口上覚	未取調向半途	来月中旬延	9月晦日	中川半平	栗屋主水・福岡刑馬	如駄被差許候	10月5日
362	10月29日	口上覚	未取調向半途	来月中旬延	10月29日	中川半平	栗屋主水・福岡刑馬	如駄被差許候	11月4日
363	12月1日	口上覚	未取調向半途	来月中旬延	11月晦日	中川半平	栗屋主水・福岡刑馬	如駄被差許候	12月5日
364	12月20日	口上覚	未取調向半途	来正月中日延	12月20日	中川半平	栗屋主水・福岡刑馬	如駄被差許候	12月21日
365	2月1日	口上覚	未取調向半途	来二月中日延	正月晦日	中川半平	栗屋主水・福岡刑馬	如駄被差許候	2月1日
366	2月28日	口上覚	先達而已来病、未取調向半途	来三月中日延	2月29日	中川半平	栗屋主水・福岡刑馬	如駄被差許候	3月1日
367		口上覚	於柳川加藤善右衛門方江大馬頭依説以調為修業罷越	帰着之上一ヶ月延引	3月朔日	松田左司馬	牧与三右衛門	如駄被差許候	3月1日
368		口上覚	江戸番手	来月中旬延	3月12日	莊原備司	牧与三右衛門	如駄被差許候	3月14日
369	3月19日	口上覚	病氣、筆業難相成	来四月中日延	3月19日	望月免之助	牧与三右衛門	来月中旬迄日延被差許候	3月28日
370	3月24日	口上覚	御用多二而未認方不得仕	来月中旬延	3月24日	長沼敬太	牧与三右衛門	来月中旬迄日延被差許候	3月28日
371	3月26日	口上覚	御役柄出勤繁、尚高焼半途	来月中旬延	3月24日	増野俊馬	河田主馬之助	来月中旬迄日延被差許候	3月28日